奈良県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第三十三号

奈良県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

奈良県障害者施策推進協議会条例（昭和四十六年三月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条第三項」を「第三十六条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正前の奈良県障害者施策推進協議会条例に規定する奈良県障害者施策推進協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、この条例による改正後の奈良県障害者施策推進協議会条例の規定による奈良県障害者施策推進協議会並びにその会長、委員及び専門委員となり、同一性をもって存続するものとする。